

[別紙]  
様式1

事業報告書  
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 至恩会  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市上之園町 34 番地 13

(3) 設立認可年月日 平成7年 3月15日

(4) 設立登記年月日 平成7年 3月 2日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	中洲整形外科	鹿児島県鹿児島市上之園町 34番13号	なし

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)  
なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和3年11月10日 令和2年度決算の決定



様式 3 - 4

547

法人名 医療法人 至恩会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市上之園町34番地13

貸 借 対 照 表  
(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	195,480,714	I 流 動 負 債	17,346,273
II 固 定 資 産	19,183,070	II 固 定 負 債	169,720,720
1 有 形 固 定 資 産	966,764	負 債 合 計	187,066,993
2 無 形 固 定 資 産	417,506	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	17,798,800	科 目	金 額
		I 資 本 金	6,000,000
		II 資 本 剩 余 金	0
		III 利 益 剩 余 金	21,596,791
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	27,596,791
資 産 合 計	214,663,784	負 債 ・ 純 資 産 合 計	214,663,784

法人名 医療法人 至恩会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市上之園町34番地13

損 益 計 算 書  
(自 令和3年10月 1日 至 令和4年 9月30日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	98,980,895
2 事業費用	83,474,947
本来業務事業利益	15,505,948
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	15,505,948
II 事業外収益	2,121,083
III 事業外費用	16,380,000
経常利益	1,247,031
IV 特別利益	30,000
V 特別損失	4
税引前当期純利益	1,277,027
法人税等	300,700
当期純利益	976,327

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 至恩会  
 所在地 鹿児島市上之園町34番地の13

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

該当ありません  
 関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 至 恩 会  
理事長 中村 真 殿

私は、医療法人 至恩会の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月7日  
医療法人 至 恩 会  
監 事 村山 由香